

## 「自家用有償旅客運送事業者向け自動車保険」の販売開始

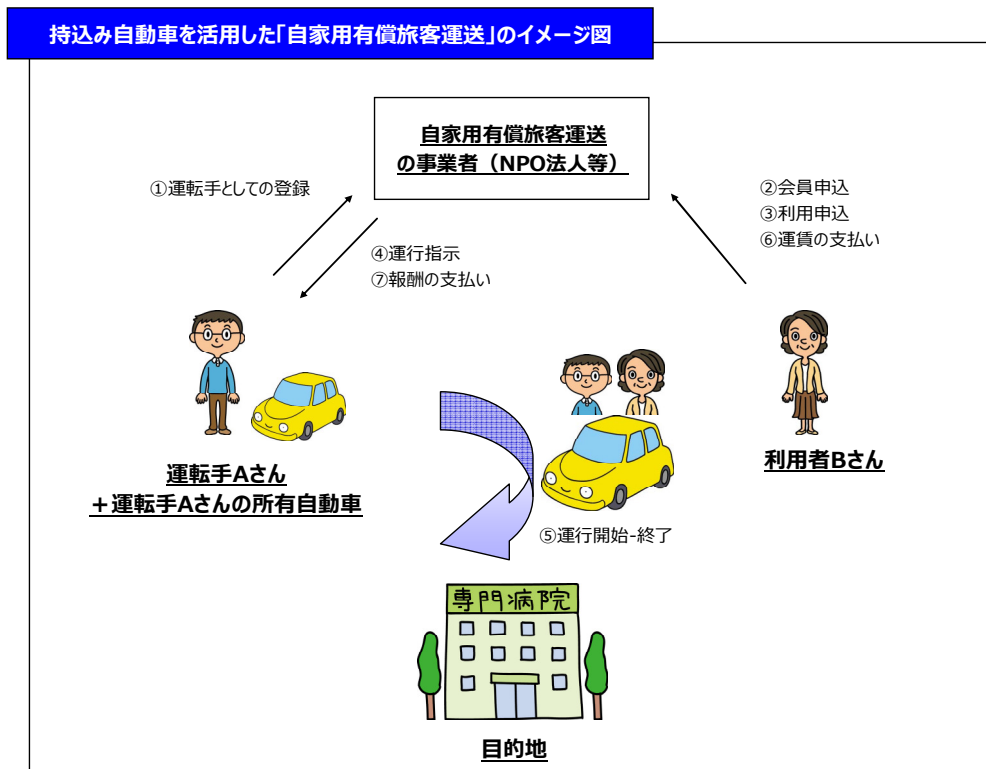
東京海上日動火災保険株式会社(社長 永野 毅、以下「当社」)は、バス・タクシーによるサービスが提供されない地域(いわゆる「公共交通空白地」)における「自家用有償旅客運送」の利用拡大を受け、「自家用有償旅客運送」の事業者向け自動車保険を新たに開発し、販売開始することといたしました。

### 1. 開発の背景 -「自家用有償旅客運送」とは?-

近年の少子高齢化・人口減少に伴い、特に地方都市や過疎地域などにおいて、公共交通事業をとりまく環境が年々厳しさを増し、住民の移動手段の確保が切実な課題となっています。

このような状況を受け、生活交通の確保を目的とする場合であれば、市町村や NPO 法人などによる自家用車を用いた有償運送(「自家用有償旅客運送」)を認める規制緩和が、平成 18 年に道路運送法において行われました(※1)。

本規制緩和を活用して、バス・タクシーによるサービスが提供されない地域(いわゆる「公共交通空白地」)において、「自家用有償旅客運送」の利用が拡大していることを受け(※2)、当社は「自家用有償旅客運送」の事業者向け自動車保険を新たに開発いたしました。



※1 市町村や NPO 法人などが、自家用有償旅客運送を運営する際は、運営協議会において地域の関係者(バス、タクシー事業者を含む)の合意を得たうえで、国土交通省の登録を受ける必要があります。

※2 平成 27 年 3 月 31 日時点で **519 団体**。

(国土交通省「国家戦略特区 WG ヒアリング説明資料 平成 27 年 9 月 17 日」より)

## **2. 「自家用有償旅客運送事業者向け自動車保険」の概要**

### (1) 商品の概要

自家用有償旅客運送事業において、市町村や NPO 法人等が事業者となり、住民ボランティアなどの個人の方を運転手として、持込み自動車を用いて旅客運送する形態があります。

この形態において、旅客運送中に事故を起こした場合は、運転手本人に加え事業者も法律上の損害賠償責任を負うことがあります(民法上の使用者責任や自賠法上の運行供用者責任等)。

この場合、当該運転手が加入している自動車保険を使用することが一般的ですが、当該運転手の自動車保険では補償が不十分で、事業者も損害賠償を負担せざるを得ない場合に、「自家用有償旅客運送事業者向け自動車保険」で補償いたします(※3)。具体的に本保険でお支払いが想定されるのは以下のようなケースです。

- ① 損害賠償責任額が運転手本人の自動車保険でお支払できる限度額を超過する場合
- ② 運転手本人の保険加入が漏れているなど、運転手が損害賠償責任額を支払うことができない場合等

※3 本商品は、運転手としての登録時に運転手本人が自動車保険に加入していることを前提としています。

### (2) 販売開始時期

2016年3月7日より販売を開始いたします。

以上